

中国における外資企業の清算実務に関する考察・分析

韓勵貞、方俊*

世界経済のグローバル化の進展とともに、経済危機が周期的に発生している。中国において、一部の外資企業が売り上げランキングに入選されている一方、一部の外資企業は、多種多様な原因で市場から排除されている。いかなる国家においても、外資企業の市場参入及び撤退は、経済発展の段階でごく自然なことであろう。国家工商総局が2015年4月に公布した統計データに示されているように、中国において投資を行っている外商企業数が46.8万社である。また、毎年、中国から撤退した外商投資企業も少なくない。重要なのは、いかに、中国市場に適応できない外資企業が法に従い、中国の市場から撤退できるように引導することではないだろうか。このような状況のもとで、清算に関わる最新の法律適用及び実務問題を考察し探求するのは、大きな意義があるに違いない。

投資方式、保有資産中の株式の占める割合及び他の法律特徴に従い、外資企業は、主に、中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資独資企業という三つの類型に分けられる。

我が国において、法律制度の進展に伴い、中国企業及び外資企業に対する管理及び適用する法律が一致化する傾向にあり、2008年1

* Shanghai Huiton Enterprise Liquidation Co. Ltd., China

月 15 日に、「外商投資企業清算方法」が国務院により廃止された。同時に、各地の商務部（日本の経済産業省に相当する）が外商投資企業の解散及び清算に関する職責を円満に遂行するよう指導するため、2008 年 5 月に、商務部弁務庁は、「法に従い外商投資企業解散及び清算工作の円満な遂行に関する指導意見」（以下は「指導意見」と略す）を公布した。指導意見によると、今後、外商投資企業の解散及び清算案件について、「中華人民共和国会社法」（以下は「会社法」と略す）及び外商投資法律、行政規定の関連規定に従い処理しなければならない。なお、会社法には具体的な規定がないものの、外商投資法律及び行政規定に別途の定めがある場合、後者を適用する。外商投資企業が倒産手続段階に入った後、「会社法」以外に、「破産法」及び関連司法解釈及び行政規定を適用することができる。

中国の法律規定によると、外商企業にかかわる清算手続を普通清算、特別清算及び破産清算の三種類に分けることができる。さて、以下においては、我々が外商投資企業の清算案件を処理する際に遭遇した実務問題を皆さんと共有したいと思う。何か問題点があったら、ご指摘お願いします。

一、外商独資企業の普通清算

外商投資企業の清算手続は、体系的で複雑であるのが通常である。外国側の持っている人力、物力が豊富でないため、対策として、プロの仲介機構に依頼することが必要であると考えられる。法律事務所、会計師事務所、清算会社等といった仲介機構は、投資者間や、

企業と債権者、債権者間や、企業と従業員間で生じた様々な紛争を調停することにより、合意形成を促進し、清算手続が順調に進行するように確保することができる。

実務上、解散等の原因で、外商投資企業が普通清算をすることがある。この場合、中国の法律について詳しくなく、中国域内での手続の流れや従業員の処理など把握していない外商投資企業の立場から見れば、プロの清算機構を依頼することが選択肢として考える必要があると思う。

以下は、ある外商投資企業の解散清算事例である。

某機械有限公司の株主は、2011年2月28日に、某機械有限公司の解散清算事項を検討した上、解散清算することを決定し、「中華人民共和国会社法」及び某機械有限公司の「定款」の規定により清算委員会を設立し、プロの清算機構を依頼することを明らかにした。弊社は、清算委員会に参加し、今回の清算手続を遂行することになった。

1、企業の基本状況

某機械有限公司（以下は某会社と略す）は、2008年7月9日に蘇州市太倉工商行政管理局に登記、設立されたドイツ企業の子会社である。登録資本金は、100万ユーロである。

2、清算遂行状況

清算委員会は、債権者、債務者、従業員に対し責任をもって、法に従い、以下のような清算手続を遂行した。すなわち、（1）法に従

い、新聞で広告し、(2) 太倉市商務委に対し清算申し立てを行ない、(3) 法に従い債務を整理し、監査を行い、(4) 厳格に審査し、債権を確認し、(5) 従業員を適切に配置し、(6) 税務機関に税金の抹消を申請し、(7) 関税の抹消を申請し、(8) 工商局へ抹消許可申請を提出した。以上の手続において、我々は、外商投資者に対し中国の関連規定を紹介し、遅滞なく、有効に、適法に、かつ合理的に清算する際に生じた緒問題を解決した。

3、清算配当

某会社の配当可能な換価財産が 4,515,972.56 人民元であったところ、法律規定により、優先的に支払われるべき清算費用 121,269.52 元（その中、銀行手続費用が 1,266 元、サービス費用が 62,315.29 元、清算審査広告費が 49,297.00 元、ネットバンク手続費用が 1,080 元、企業年次検査費用 1,550 元、印紙税が 3,050.10 元、税金課徴金が 2,711.13 元である）を払うと、配当可能な財産が 4,394,703.04 元になりここから、未払い税金 237,424.11 元、企業所得税を 44,824.57 元支払えば、配当可能な財産が 4,112,454.36 元になり、さらにここから第三順位の普通債権額 37,000.00 元をはらえば、株主に分配可能な財産が 4,075,454.36 元がある。

二、外商企業破産清算

いままで、我々は、いろいろな外商企業の清算案件を経験してきた。その長い間の実務経験を顧みると、外商企業が、清算手続において、借金を弁済できない状態になっているのがごく普通なこと

あると言える。そうした場合、「破産法」、「会社法」の関連規定により、人民法院に対し破産申し立てをする必要がある。以下において、筆者は、いくつかの外商企業における破産清算事例を紹介したい。

(一) 中日合資企業の破産清算

本件は、ある中日合弁企業にかかわる事例で、破産企業の役員等の賃金を適切に処理したのがポイントである。

上海某有限責任会社（以下は「某会社」と略す）は、1994年10月17日に設立された、繊維工業を営んでいる中外合資有限会社である。上海市外国投資工作委員会により批准された某会社は、上海某企業（集団）有限公司及び日本某株式会社の出資で設立されており、経営期間が20年である。某会社の登録資本金が1.5億円で、主に綿花の染色繊維製品を生産、加工し、自社の製品を販売した。

投資比率及び金額：

番号	工商登記の投資者名称	投資金額	投資比率
1	上海某企業(集団)有限公司	5000万円	33.33%
2	日本某株式会社	10000万円	66.67%

某会社は、2007年9月に上海市金山区人民法院に対し破産清算申し立てをした。上海市金山区人民法院は、当年11月14日に、申し立てを受理し、当日、法に従い、上海某有限責任会社破産清算委員会を設立し、管財人を指定した。弊社は、専門機構として、清算委

員会に参加し、管財人としての職務を担うことになった。2008年3月10日に、上海市金山区人民法院は上海某有限責任会社の破産清算を宣告した。

2008年7月24日に、上海市金山区人民法院は、某会社債権者集会を招集した。債権者集会において、管財人は、「破産清算工作報告」を作成し、作成済みの「破産財産配当案」を提出した。債権者は、その「破産財産配当案」に対し決議した。債権者集会の構成員が21戸で、債権総額が3,398,251.93元である。実際、その中の20戸が、今回の債権者集会に参加し、議決権を行使し、代表している債券額が3,397,416.93元で、無財産担保の債権総額の99.98%を占めていた。決議の結果として、上海某有限責任会社管財人の提出した「破産財産配当案」が採択された。第三順位の普通債権の弁済率が12.86%となった。

2008年9月8日に、上海市金山区人民法院は、(2007)金民二(商)破字第2号民事裁定書をもって、某会社の破産清算手続の終結を宣告した。管財人は、裁定書に従い、某会社のため、工商、社会保険登記、銀行口座、税関、外資委批准証明書等の抹消手続を行った。また、2009年3月24日に、人民法院に対し、上海某有限会社の破産管財人としての職務を辞任する願望を提出した。本件は、清算委員会が管財人を担当した、また改正後の「中華人民共和国破産法」を適用した破産清算案件である。

実務上、管財人に関する新たな問題が生じているが、本件においては、役員等の賃金に関する問題がその一つである。管財人が従業員に対する未払い賃金を審査した際に、発見したことであるが、某

会社の取締役（日本籍）への未払い賃金が 1,035,871.45 円で、これは、某会社に入社した時、企業の経営状態が正常な時期における賃金計算基準に従って算定された金額であった。しかしながら、ここ数年間、某会社は、連続で赤字状態に陥り、ないし借金を弁済する能力を喪失することになっており、今の時期において、最初の賃金計算基準に従うのは、債権者の立場から見れば異議を提出することしかないだろう。「破産法」第 36 条によれば、債務者の取締役、監査役及びその他の役職者が職権を利用して企業から得た不当な収入及び所持する企業の財産について、その取り戻しを求めなければならない。管財人は、「破産法」を解釈、宣伝した上で、取締役が在職期間において、経営状態が悪化し、企業がやむを得ず破産することになり、債権者に莫大な損害をもたらしたと指摘した。管財人が某会社の取締役と相談した結果、取締役は、最初請求した未払い賃金 1,035,871.45 元の内、690,580.97 元を放棄すると約束した。従って、「破産財産配当」の第二順位が不足、第三順位がゼロという状況が、一変した。第三順位の普通破産債権が 12.86% 弁済され、債権者の利益が保護されるようになった。

（二）外商独資企業の破産清算

本件は、外商独資企業に関わる事例で、外商独資企業に対し中国の法律を宣伝し、また、中国の域内で外国の弁護士が外資企業の代理人になってはならないということを明らかにした。

上海**食品有限公司は、独資企業である。理事会で決議の方法で、自行清算することにした。清算委員会は、会社が借金を弁済す

る能力がないということを見出し、上海市金山区人民法院に破産清算申し立てをした。会社の登録資本が 2,780 万ドルで、投資総額が 6,000 万ドルで、土地が 76371 平方メートルで、敷地面積が 34,504 平方メートルである。破産手続の受理日まで、会社の資産が 34247.85 万元、負債が 42,507.64 万元、債権者が 94 戸で、ドイツ商業銀行、香港 Belgian Bank、スイス、トルコ、シンガポール等、7 カ国の外国債権者からなっている。本件は、上海市外資企業破産に関する最初の案件であり、また財産移転問題、外国債権者への対応、普通清算段階の未決問題、上級主管部門のない状況における資産現金化問題、外国への送金等、いろんな複雑な問題を処理しなければならない。

以下の具体的な対策がとられている。

1、管理

設立年数が長い、資産量が大きい、所持している権利証明書の種類が多い**会社に対し、管理へ移行する作業を行うことは、相当複雑であることは言うまでもない。フランス籍の経営者による全面的な管理を確保するため、清算委員会は、事前にいろいろな状況を検討した上で、慎重に計画を立て、移転リストを作成した。

2、権利行使についての情報開示

従業員の権利を保障するため、企業において、「従業員全体への告知書」を公布し、破産清算委員会の日常管理事項、権力行使状況

のみならず、在職中の労働者の賃金状況、労働契約の解除に関する情報、労働補償金の支給などの内容を披露した。

3、厳格な管理

(1) 管財人は企業の財産、仕入れ、設備点検、生産技術、生活サポート、セキュリティのスタッフから45名の優秀な従業員を資産整理組、債権債務組、セキュリティ・総合組等三つの清算グループを構成した。

(2) 資金使用計画を作成し、資産整理組などの構成員の給料を確定し、その構成員に対し研修を実施し、また、定期配置、定期検査といった職務責任制を作成、実行した。定期に全員大会を招集し、二つの工場の生産設備、パソコンの点検、環境衛生、構成員の食事、財産安全確保、債権債務への対処など、いろいろな問題を検討した。

(3) 破産企業の財産安全、維持、保護制度を実施した。

(4) 財務清算制度を制定、実施した。

以上の制度により、破産企業に対する管理を行った結果、破産企業の財産安全及び価値を保障し、従業員の安定性を確保し、最終的に、資産が安全に移転することができたのである。

4、適法な資産及び債務の整理

資産、債務を整理する際に、実際状況に照らして、厳密に計画を立て、一つ一つ整理、確認することを通じて、資産状況を明確にし、債権者の資格及び金額を確認した。例えば、ヨーロッパ法律事務所

北京代表所における破産清算委員会が特別清算期間の弁護士費用を申し届けをした時、司法部弁護士公証司と相談した上、対処するようにした。司法部、国家工商行政管理总局の「外国法律事務所中国域内においての代表所の設立に関する暫行規定」第16条によれば、外国法律事務所は、中国法律事務を代理する権利がなく、また、当事者に対し中国の法律を解釈してはならない。そのため、ヨーロッパ法律事務所が清算業務に従事することは、以上の規定に違反することになる。法に従い手続きに関する事項を処理したため、債権者集会においては何の異議もなかったのである。

5、財産現金化の市場化

上級主管部門がないため、当該会社の資産を現金化する段階において、全般の流れをコントロールする責任者がいなかった。また資産の専門性が高く、価値量も大きいだけ、買主の数が多くないため、順調に進行されなければ、現金化ができなくなったり、現金化された価値が過度に低くなる恐れもあった。このような問題を解決する対策として、

(1) 破産清算の要求に従い、評価機構を依頼して監査、評価を行った。清算委員会は、評価結果を参照した上、市場価格に基づき、競売する際の最低価額を提出した。

(2) 破産財産の価値の最大化を実現するため、清算委員会は、設備の専門性に従い、不動産、生産設備及び車間事務施設及び商標等を一括に競売する方案を提出した。

(3) 競売業者を依頼して競売計画書を作成した。競売計画書には、競売実施前の市場調査研究、競売委員会の設立、競売情報の公布、競売資料の作成、競売の最低価格及び時間の確定、最低価格の広告、競売に対する諮問、競売師の選任などが含まれている。競売情報の広告以外に、記者会見も行い、マスコミも鎮政府の側も参加したが、鎮政府の幹部は当地投資の優待政策を宣伝した。我々は何回も潜在的な買主とコンタクトをとり、斡旋した。二回目の競売の開催前、人民法院は、債権者集会を招集し、一回目の競売の進行状況を報告するほか、最低価格に関する債権者の意見を聴取した。競売における最低価格については、債権者会議が採決した結果、破産清算委員会に依頼して市場状況に従って確定することにした。二回目の競売において、安徽の**会社は、9,500 万元の価格で落札した。これで、債権者の利益が最大限保護された。

債権者集会において、清算委員会の提出した「清算工作報告」、
「財産分配方案」に対し、1 人を除き、他のすべての債権者は、賛成の意を表した。

本件において、開催した研究会が 40 回以上、清算委員会の名義で作成した法律文書、公文書が 80 本以上であり、清算委員会は、債権債務の処理、従業員の労働保証金の支給、債務者の代理人として訴訟及び仲裁に参加する等、いろいろな具体的な事務を処理した。

6、財産移転の規範化

財産が現金化した後、落札者が半分の価格を払っていない状態で、工場の建物を利用することを主張した。清算委員会は、会社の利益を守ることを原則としつつ、落札者に説得した。結局、清算委員会、落札者、競売業者は、全額払い済みの状態で、財産を引き渡し、競売資産現場移転書を作成、締結した。手続が規範化されていたため、財産の移転問題をめぐって、なんの異議もなかった。

上海市金山区人民法院の指導、監督の下で、清算委員会は、当地の政府の要求に従い、また外資企業ならではの事業をあわせつつ、適法、かつ合理的に清算手続を行い、最大限に債権者の利益を保護した。そのため、清算委員会に対する債権者側の満足度も高かった。清算仲介機構も、破産手続において、相当重要な役割を果たした。

(三) 中外合作企業の破産

本件は、中外合資企業に関わる事件である。本件において、磁気カード消費の債権者との紛争の解決と、合作土地が破産財産であるかの確認が問題となっている。

上海**ハイテクエンターテインメント株式会社（以下は、「**会社」と略す）は、アメリカ**有限責任会社と上海**株式会社が 1995 年 12 月 27 日に設立した中外合作企業で、登録資金が 2,000 万ドルである。両社の間で、紛争が生じたため、両社は、経営を停止し、合作関係を終止した。その後、両社は、特別清算委員会を設立し、清算手続を開始した。ただ、合作企業は、深刻な赤字に陥り、借金が弁済できなくなったため、特別清算委員会は、浦

東区人民法院に破産申し立てをし、その結果、人民法院により受理された。

1、当時、解決すべき課題の一つが、中国側の出資した土地所有権が破産財産であるかということで、今ひとつが、77名の磁気カード消費の債権者（本件に関わる債務者が93戸で、債務額が、16,842.9万元、そのうち、磁気カード消費の債権者に対する債務額が2,528.3万元である）の気持ちを安定させることである。これらの磁気カード消費債権者は、長い間、行政部門や企業に陳情してきたものの、やはり債権紛争を解決することができなかった。最初、会社が設立された時期、宇宙アドラクションプロジェクトは、顧客に向け、一枚あたり50元に相当する入場券を合計20万程度発効した。一年も経っていないうちに、経営が停止され、購入した顧客は、カードをいっぱい手に握ったまま消費することができなかった。個人の独占卸売会社をはじめとした債権者たちは、社会の人々を動員し、頻繁に**会社を攻撃し、百人正座、チラシ配布、デモ、香港、マカオ地区のマスコミとのコンタクト等などのいろんな激しい行動をとり、社会に非常に悪い影響を与えた。破産清算手続を行う際に、とりわけ、これらの磁気カード消費の債権者を落ち着かせないと、清算手続が順調に進行できなく、また、会社の場所の特殊性からみたら、上海の国際化都会という全体のイメージにマイナスになる恐れがあった。よって、清算委員会は、上海市浦東新区人民法院の指導の下で、以上の点を清算手続においてのポイントとして重視し、合理的に、いろんな方法で、77人の磁気カード消費の債権者とのト

ラブルを処理し、社会の安定のため、いろいろ工夫した。2007年4月17日、債権者会議において、討議の上、「破産財産配当案」が採択され、同年5月17日に、人民法院は、破産手続の終結を裁定した。

2、事件処理の成果

(1) 熟議の上で、破産財産を認定したこと

債権者たちは、中国側が、中外合作企業の合作条件として、7,000平方メートルの土地の使用権を20年間出資したため、合作企業に対する貸し出しとして、合作企業の磁気カードを購入したなどの意見を言い出し、債権者の利益を損害しないため、これを、破産財産と見なすべきであると述べた。債権者に対する意見をめぐって、清算委員会は何回も会議を招集し、7,000平方メートルの土地の使用権が破産財産になりうるかを検討した。

破産清算委員会の構成員の間に、二つの意見が存在したが、一つが、外経貿部1996年10月22日「中華人民共和国外合作経営企業法実施細則」の若干条款の公布に関する説明」の通知の第2条は、合作企業の経営場所も企業法人資格の一つであると規定したため、合作会社の期限が20年である以上、その使用も20年と見なすべきであり、残った年数における使用権は、性質上、破産財産である。それに対し、反対者たちは、まず、外経貿部細則は、1996年10月に公布され、**会社の設立した後のものであり、中外合作企業実施細則に対する一般解釈であるため、効力上、政府規定より低い順位にあるため、破産清算根拠にはならない。次に、中国国際経済貿易仲裁委員会の裁決によると、1995年12月8日に締結した「合作契

約」は効力を失っている。さらに、合作契約は、外国側の出資した 2000 万ドルの登録資本金をもって、合作会社の債務に対し有限責任を負担すると規定したため、中国側の合作条件を含んでいるわけではない。破産清算委員会は、いろいろな意見を聴取した後、人民法院に報告し、人民法院が確認することを請求した。人民法院は、請求を受理し、以下のように裁定を下した。双方が締結した合作契約及び会社の定款に規定されているように、**会社は、株式会社として、外国側の出資した登録資本金 2000 万ドルをもって会社の債務に対し有限責任を負担すべきである。合作期間において、中国側の提供した使用权は合作条件であるため、合作期限満了の際に、中国側は、その使用权を回収する権利を有する。契約履行期間において、中国側の提供した土地の使用权は、**会社の登録資本として登録されていなかった。仲裁裁決により、合作契約が中止され、会社は、現在、破産清算手続進行中であるため、**会社は、もはや存在の基盤を喪失したため、行き詰まっている。他方、中国の提出した以上の合作条件は、**会社の実際存在を前提としていることは明白である。合作契約が中止され、**会社の破産清算手続の中で、中国側はこの合作条件を履行していない。そのため、この土地の使用权は、破産財産ではなく、7000 平方メートルも破産財産とはならない。

(2) 協働による紛争の解決、安定の確保

磁気カード消費の債権者との関係を安定化するのは、法律、社会的効果を重視することにも繋がっている。本件においての債権者の

特徴として、まず、自然人からなっている債権者が多数、合計 77 名で、全国各地に拡散され、上海には 17 名、他の地区には、60 名で、年齢的に、75%以上が退職者及び無職者であり、社会成分の構成が割に複雑である。清算委員会は、数回の会議においての研究を通じ、債権者の状況を把握し、債権者の情緒を落ち着かせる対策を考案し、われわれも、本件において、公開、公平、公正の原則に従い、工夫してきた。磁気カード消費の債権者の社会成分が比較的複雑で、とりわけ、無職者たちは頻繁に債権請求のメールや電話等の方法で連絡したり、激しい言葉遣いを使ったりしたため、行政部門へ陳情する危険性があり、一部の債権者は、病歴書、医薬品領収書を送り、大騒ぎを図っていた。社会安定の確保、事態の悪化を防止するため、清算委員会は、個人の名義で、債権者に治療のためのお金を貸しだし、後日で、弁済金から控除する方法を解決対策として、主審裁判官へ提出した。このことにより、緊急事態にある債権者の利益を確保し、社会の安定も確保することができた。

(3) 法による債権の確認、円満な処理、社会的効果の重視

法による債権の確認は、磁気カード消費の債権者との紛争を処理する前提条件である。そのため、これらの債権者による債権申し届け出に対し、厳格に法に従って、対処し、確認された金額を個々の債権者に告知しなければならない。磁気カード消費の債権者は、債権額が 2,000 万ドル以上であると申告したが、審査した結果、実際は、約 700 万ドルであった。清算委員会は、競売した後、第三順位への弁済率が低くなると推測し、債権者の情緒を安定するため、案

件外補償という方法を提出した。つまり、破産企業の株主が磁気カード消費の債権者に対し案件外補償をすることであるが、これは、破産企業の外国側の株主が逃走したため、中国側の株主の間で、協同で払うことを意味している。清算委員会は、この方法を人民法院に提出し、また浦東法院及び国資委の指示の上、何回も繰り返して債務者と交渉した。中国側の理事は、社会安定責任から視点から、77名の磁気カード消費の債権者との紛争を解決するため、本破産案件と関係なく、別途資金を用意し、協働により、案件外補償を行なう提案をした。この方法の導入、また、人民法院の指導、監督の下で、清算組委員会で精一杯応じた結果、9年間続いてきた磁気カード消費の債権者との紛争が破産手続きの進行中に解決されるようになった。**会社理事も上海市監督事務室も清算組のパフォーマンスに対して、肯定的に評価した。

社会安定の維持、社会的効果の重視は、法に従い、破産手続を行うにあたって不可欠な一環である。法は、すべての債権者は平等であり、持っている権利も同じく、また、破産財産を分配する際に、どの債権者も特殊な権利を有しないと規定した。ただ、磁気カード消費の債権者は特殊性を持っているため、慎重に対処しなければ、集団陳情、正座等、社会の安定性に関わる問題にエスカレートする恐れがある。本件からもわかるように、債権者との関係が安定されてはじめて、清算手続が順調的に行なわれ、また予定とおり終結を迎えることができるのである。逆に、債権者たちの情緒を安定させないと、清算手続が妨げられ、社会も不安定になると考えられる。

そのため、個々のケースを十分に分析、研究し、また、必要な場合、社会的安定性の視点から、利害関係者と調停しつつ、紛争を解決し、破産清算手続の中で、社会的安定を確保することが必要であろう。

三、外商投資企業の清算手続における注意事項

1、通訳者及び弁護士を選定

まず、外商企業の清算手続において、理事間及び、管財人と外国側の代表の間のコミュニケーションがスムーズに進行できるように確保するため、管財人の意見を明確に言い渡せる、プロの通訳者を依頼する必要がある。

次に、「外国法律事務所の中国域内事務所の設立に関する暫行規定」第16条は、外国法律事務所の弁護士は、中国の法律事務を代理してはならず、当事者に対し中国の法律を解釈してはならないと規定した。よって、外国側理事は、清算案件において、中国のプロ弁護士を代理人として依頼しなければならない。

2、外国側の株主の清算責任

上述のいくつかのケースにおいて、一部の外国側理事は、経営不能になった企業を手放し、清算義務を履行しなかった。『最高人民法院「中華人民共和國会社法」の若干問題に関する規定（二）』第18条においては、「有限責任会社の株主、株式有限会社の董事及び支配株主が、法定の期限内で清算委員会を設置して清算を開始しないことにより、会社財産の下落、流失、毀損または滅失を招き、債

権者が、それらの者に対して、生じた損失の範囲内で会社の責任について賠償責任を負担するよう主張した場合、人民法院は法によって指示しなければならない」と定められている。

有限責任会社の株主、株式有限会社の董事及び支配株主が、履行義務を怠ったことにより、会社の主要な財産、帳簿、重要資料等が滅失して清算を行うことができなくなり、債権者が、それらの者に対して、会社の債務について連帯して弁済責任を負担するよう主張し場合、人民法院は法によって指示しなければならない。会社法司法解釈二は、清算義務の怠慢による法律責任を規定しているが、これは、外国側の株主が、法に従い、清算手続き完了後に市場から撤退するように促すためである。以上の義務を違反した場合、賠償責任ないし連帯責任を負担することになる。よって、外資企業の株主は、中国の法律を遵守し、信義に従い義務を誠実に履行しなければならない。

3、法に従う税務抹消等の善後処理

清算手続き完了後、管財人または清算委員会は、工商、税務、関税なおどの抹消善後処理をしなければならない。その中で、税務の抹消は、特に重要で難易度が高いと断言している。

(1) 税務抹消に必要な書類の整理

(2) 税務抹消手続の申し出

① 各種税金の納付

② 税金の目録

③税務所の担当者が、①、②の状況を審査した後、報告書を作成し、税務所に提出する。税務所が審査した報告書を税務分局に報告し、税務分局が、再審査した後、税務市局に報告する。税務抹消手続きは、一般的に、一ヶ月ほどかかり、手続き完了後、税務機関が、「税務抹消通知書」を渡す。

4、仲介機構の力を借りること

外商投資企業の清算手続は、体系的で複雑であるのが通常である。外国側の持っている人力、物力が豊富でないため、対策として、プロの仲介機構に依頼することが必要であると考えられる。法律事務所、会計師事務所、清算会社等といった仲介機構は、投資者と投資者の間や、企業と債権者、債権者の間や、企業と従業員の間で生じたいろんな紛争を調停することにより、合意形成を促進し、清算手続きが順調に進行するように確保することができる。

以上のように、弊社なりに、外商企業の中国清算実務事例に対して分析してみました。ご意見がございましたら、ご指摘お願いいたします。

以上。